

一般財団法人さいたま住宅検査センター  
建築物省エネルギー性能表示制度  
料金規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人さいたま住宅検査センター建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人さいたま住宅検査センター(以下「センター」という。)が建築物省エネルギー性能表示制度評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 業務規程第12条に規定する評価料金は、別表1、別表2及び別表3に掲げるとおりとする。

(評価料金の納入)

第3条 申請者は、評価料金を銀行振込により納入するものとする。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 センター及び申請者は、別途協議により、一括納入その他別の方法をとることができる。

(評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 当該業務が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。
- (2) その他センターが必要と認めたとき。

(評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができる。

- (1) 申請者の非協力その他センターの責めに帰することのできない事由により業務期日が延期となったとき。
- (2) 別表1に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ評価が行えないとセンターが判断したとき。

(評価料金の返還)

第6条 納入された評価料金は返還しないものとする。ただし、センターの責めに帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

## 附 則

この約款は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

## 料金表

別表1 建築用途がホテル、病院、集会所及びこれらに類する用途を含む複合用途の場合の料金

(単位：円/税込)

床面積 評価手法	300㎡以下	300～2,000㎡	2,000～5,000㎡	5,000～20,000㎡	20,000～50,000㎡	50,000㎡超
標準入力法	162,000	270,000	378,000	432,000	594,000	810,000
主要室入力法						
BEST						
PAL/CEC読み替え法						
モデル建物法	86,400	140,400	194,400	/	/	/
既存建築物評価法				216,000	324,000	432,000

別表2 建築用途が別表1に掲げるもの以外の場合の料金

(単位：円/税込)

床面積 評価手法	300㎡以下	300～2,000㎡	2,000～5,000㎡	5,000～20,000㎡	20,000～50,000㎡	50,000㎡超
標準入力法	108,000	162,000	216,000	270,000	378,000	540,000
主要室入力法						
BEST						
PAL/CEC読み替え法						
モデル建物法	54,000	86,400	108,000	/	/	/
既存建築物評価法				162,000	216,000	270,000

別表3 別表1及び別表2以外の料金

<p>1 再発行料金は、1通につき10,800円(税込)とする。</p> <p>2 変更申請の料金は、別表1、別表2の料金をもとに、変更内容に応じて別途見積りとする。</p> <p>3 改修前後のBEI等の値を評価する場合は、別表1、別表2の料金に0.5を乗じた料金を加算する。</p> <p>4 シール及びプレートの交付料金は、別途見積りとする。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------